

平成22年度第3回佐賀県公共事業評価監視委員会

日 時：平成23年2月7日（月）

9：30～12：04

場 所：新行政棟2階（庁議室）

開 会

○副島副本部長 定刻となりましたので、平成 22 年度第 3 回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催したいと思います。

新規評価、再評価に続きまして、事後評価ということで今回お願いしたいと思っております。

開会に先立ちまして、県土づくり本部長の牟田からご挨拶申し上げます。

○牟田本部長 おはようございます。委員の皆さんには何回もこうして集まっていたいてありがとうございます。

きょうは、事後評価ということで、数多くの該当地区がございますが、代表例といえますか、委員の皆さんとご相談して 6 カ所、ご説明をするようにいたしております。いずれも完了した地区でございますので、この地区をどうのこうのということは難しい面がございます。要は、この事後評価の中から私どもが何を学びとって新しい地区に生かしていくかということが主眼でございますので、どうぞ忌憚のないご意見をお願いしたいと思っております。

簡単ですが、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副島副本部長 ありがとうございます。

続きまして、事務局から今回の対象事業について概要説明をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（企画経営 G） 事務局の日浦といたします。概要について説明いたします。

今回の対象事業は 67 カ所ございまして、配付しております資料の No.3 に一覧表がついております。該当課は 6 課でございます。その 67 カ所につきまして資料 No.4 につけております簡易事後評価を実施いたしまして、その結果が資料 No.5、A から D までの評価一覧が載っております。この 67 カ所につきまして各課 1 カ所選定いたしまして、今回、6 カ所について詳細に説明したいと思っております。資料 No.7 にその一覧表がついております。ちなみに 7-1 が位置図でございまして、7-2 から調書になっております。

以上です。

○副島副本部長 ありがとうございます。

議 事

1 事後評価地区諮問

○副島副本部長 それでは、これより議事に入りたいと思っております。

議事については、委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○荒巻委員長 それでは、きょうのテーマは事後評価ということで、先ほど説明がありましたように、67 カ所の中から各事業課ごとに代表的なものを選んで説明をいただくことにいたしました。事後評価ですので、どちらかというと個別のことよりも、むしろこ

の事業自体が抱えている問題点とか課題とか、そういったことについて議論できればなど。事後評価の一番の目的は次に生かすということが目的でしょうから、それぞれ事業が抱えているような課題について皆さん方と一緒に議論をして次に生かしていくという視点で行っていければというふうに考えております。

それでは、事業ごとにご説明をお願いをいたします。

地方特定道路整備事業（東高木線）

○説明者（まちづくり推進課） おはようございます。まちづくり推進課の奥菌と申します。よろしく申し上げます。

お手元の資料No.3 の一覧表をご覧くださいと思います。

街路事業につきましては、1 番目の伊万里市の八谷搦祇園町線及び 2 番の佐賀市内の東高木線の 2 路線が今年の対象路線となっております。このうち、今回、佐賀市内の東高木線を選定しております。

街路機能について確認させていただきたいと思いますが、自動車交通を円滑に処理する。それから、歩行者、自転車の安全を確保する。また、上下水道や電力、ガス、通信といったライフラインの収容スペースとしての確保機能、こういった道路の一般的な機能のほかに土地利用を促進させるための街区を決めていく機能。また、街なかの家が立て込んだところでの火災の延焼防止機能。また、土地が狭いものですから、緑とか、潤いとか、安らぎといった空間を提供する機能、こういった多面的な機能が街路に求められております。

昨年は、佐賀駅の南側を東西に走る道路、草場大財線という街路がございまして、これについて検証していただきました。従前が片側歩道、あと路側帯も狭く、J Rを利用する通勤通学の方の自転車利用とか、あるいは沿道の店舗とかのために車が止まったりして交通を阻害する、あるいは自転車、歩行者の通行される方が危険であるといったことで、両側に 4.5 メートルの歩道をつけて、路側帯も 1.5 メートルずつ確保して歩行者、利用者の安全を確保し、また、沿道の利用も確保し、そして自動車交通もスムーズに流すということで検証をしていただきました。

今回の伊万里市内の八谷搦祇園町線につきましては、これと同じようなケースで、伊万里駅の近くで玉屋さんがある区間を、同じように歩道が狭くて路側帯もないところを同じように歩道を広げて歩行者の安全を確保し、車の流れをスムーズにしたという事例でございましたので、今回は 2 番の東高木線について検証しております。

この都市計画道路、東高木線の経緯をご説明させていただきます。

都市計画道路の東高木線につきましては、昭和 8 年に都市計画決定をされておまして、佐賀駅の北側、佐賀学園がある街区で、佐賀消防署の交差点から約 2.25 キロメートルが昭和 8 年に都市計画決定されております。昭和 43 年に幅員を広げるということで都市計画決定の変更がなされております。昭和 30 年代から 40 年代にかけて J R 長崎本線の佐賀

駅周辺を鉄道高架しております。城内から佐賀駅にかけてが佐賀市の街であったわけですが、この鉄道高架にあわせまして佐賀駅の北側に街をつくっていかうということで、神野の区画整理とか鉄道立体交差事業とあわせて取り組まれているということで、そのときにあわせてここも幅員を広げて整備を進めていくという形になっております。

都市計画道路と県道は違いますので、その辺のところを説明させていただきたいと思えます。

先ほど申しました佐賀学園から 34 号線の佐賀警察署前交差点を過ぎまして、ここまでが約 1.55 キロメートルの区間が市道の東高木線、佐賀市が管轄している道路になっております。

この路線につきましては、先ほど申しました佐賀駅周辺の開発に伴いまして、昭和 40 年代に 34 号線までが 4 車線、34 号線から県道タッチのところまでが 2 車線という形で、昭和 50 年までに整備が終わってしまっているというような経緯がございます。

一方、こちらの 680 メートル区間が県道でございます。県道名でいきますと佐賀川久保鳥栖線です。佐賀のスタートは 34 号線の国立佐賀病院とか県立体育館がある北側の交差点から東側に抜けまして、ここが九電の電化試験場入口交差点になっておりますが、ここから北に延びているのが県道でございます。途中では金立の佐賀市のごみ焼却場、あるいはウインブルドンテニスコートがございます。さらに、佐賀外環状線の千布交差点、川久保に行きまして運転免許センターを通りまして鳥栖市の北西部、蔵上とか鳥栖筑紫野有料道路にタッチする佐賀市と鳥栖市を結ぶ主要な幹線道路になっております。国道 34 号線に並ぶ東を結ぶ県として重要な路線になっております。

今回ご説明します県道の街路事業、東高木線につきましては、先ほど申しましたが、九電の電化試験場のところから市街化区域と市街化調整区域の境のところまでの 680 メートル間の街路事業になります。市街化区域のちょうど縁に当たるところでございますので、昨年ご説明しました伊万里のような街なかにある路線とは性格を異にしておりまして、街なかを形成する路線としての性格と、鳥栖を結ぶネットワークとして長距離のトリップを受け入れる窓口の路線という 2 つの性格を持っているということで、どちらかというネットワークを結ぶ路線という形で考えております。

事業の概要ですが、都市計画道路東高木線でございますが、平成 4 年度に着手しまして、当初、平成 11 年度に完了する予定でしたが、終わりましたのは平成 16 年という形になると思えます。従前の道路幅員が約 8 メートルだったのに対しまして計画幅員が 16 メートルで整備しております。事業費が約 18 億 8,000 万円でございます。

従前の状況についてご説明します。平均して約 8 メートルの道路幅員ですが、幾つか狭いところがございます。狭いところで約 5 メートルの道路幅員となっております。既に宅地開発が行われておりまして、両側にはこういう形で住居、あるいは店舗が密集している状況になっておりまして、歩行者、自転車の安全が確保されておらず、また、右折レー

ンも確保できていなかったことから渋滞もひどい状況でした。

このために幅員 3.5 メートルの歩道を両側に設置し、自転車や歩行者の安全を確保しております。路側帯、車が停車しても車両がスムーズに走れるように 1.5 メートルの路側帯を両側に設置しました。あと、交差点のところに右折レーンを確認しまして自動車のスムーズな流れを確保しております。

これは交通量調査の結果を載せております。平成 6 年、1 万 3,600 台・12 時間の自動車交通がございました。平成 17 年には約 1 万 8,900 台程度の自動車交通がっております。平成 6 年の渋滞時の走行速度が時速約 20 キロであったのに対して、平成 17 年には交通量が約 4 割ほど増えておりますけれども、走行速度は約 28 キロという形で円滑な交通処理ができるような状況になっております。

この自動車交通の円滑な確保に加えまして、平均幅員を 8 メートルから 16 メートルに広げたことによりまして、先ほどの写真でおわかりになりますように立て込んだところでしたので、火災が起きたときには、8 メートルですと約 50%ぐらい延焼する確率がございましたけれども、12 メートル以上の幅員を確保したということで、延焼はほぼなくなったという形になっております。

それから、街路樹を、ハナミズキを植栽してございまして潤いのあるスペースという形で確保ができております。

県民の方々のご意見としましては、歩行者、自転車が安全に通れるようになりました。それから、車の流れも、停車する車があってもよけて通れるようになったので便利になりましたという声があります。

それと住民とのかかわりですが、高木植栽とかしております。自治会のほうで道路清掃や植栽の管理活動、花植え等をしていただいている状況でございます。

この路線の課題としましては、当初、7 年間で終わらせるつもりでございましたが、6 年間延びまして 13 年間かかっており、事業の長期化という形になってございまして、これが一つの課題かと思っております。長期化の理由としましては、用地買収が難航したというところでございます。

今後の対応として考えておりますのが、整備の必要性、緊急性に加えまして、事業効果が早期に発現されるような区間の設定、あるいは地元の用地買収のご協力が得られるような地元の合意形成を見きわめて事業に取り組んでいきたいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上です。

○荒巻委員長 質問、ご意見はありませんでしょうか。

○古賀委員 今、最後におっしゃられた用地買収にかかわって 5 年ぐらい遅れたというお話ですね。そうしますと、その間に被った損失というんでしょうか、そういうものの効果というのはどうでしょうか。つまり費用としては 5,000 万円ほど増えたにすぎないわけですけど、期間の問題になるとかなり長いですね。その間の経済的な損失だとか環境に関す

る問題だとか、そういう評価はどういうふうにされるのでしょうか。

○説明者 B/Cを出す事業評価の中では、時間的な遅れについても少し評価ができるようになっているようですけれども、今回の路線につきましては、そこまでの検討はしておりません。

○川本委員 用地買収というのは、こういうものがスタートするときには、ある程度、何%、用地買収ができるという見通しの上でスタートするんですか、一番最初の計画段階は、道をつくる時とか。

○牟田本部長 地域の概ねの…

○川本委員 合意ですか。

○牟田本部長 合意と言うのかどうか知りませんが、例えば、地区とか部落が総じて反対じゃないと、総意としてはやってくれと。ただ、個々の家屋とか土地の補償対象者に計画時点で印鑑までは取らないんですよ。具体的には事業に入って行って、事業の進度に従って用地とか家屋の補償交渉をして合意を得て事業を進めるということなので、なかなか個人との交渉ごとになると、当初、全体で地元も賛成だと言っておっても、なかなか条件面が折り合わない点が往々にしてこの街路事業というのは…

○川本委員 100%ぐらいの合意が得られそうということじゃなくて、計画が先にどんとあるということですね。

○牟田本部長 この計画について特に大きな異論はないと。ほとんどの方が協力をしていただくんですけれども、そこに何戸かでも難航箇所があると事業はでき上がりません。特に、街なかの街路事業というのは、事業費の相当部分が用地補償費なんですよね。工事費というのは大したことなく、そこが短期間に終わるか、終わらないかで、この事業が計画どおりいけるか、いけないか、8~9割左右されるという特異な事業です。

○荒巻委員長 ほかにありませんか。

○池田委員 当初事業費が18.3億円、変更事業費が18.8億円ですが、5,000万円の中身はどのようなものになるんですか。

○説明者 今回そこまで精査できておりませんが、物価上昇分とか…

○荒巻委員長 担当者でもいいですよ。直接答えてください。

○担当者(まちづくり推進課) 当初事業費は18億3,000万円でございますけれども、用地補償費が14億2,000万円、工事費が2億6,100万円、その他測量試験費ですとか事務費といったものが1億5,000万円…

○荒巻委員長 当初予定プラス5,000万円というのはどこの部分が増えたんですかという質問です。とにかく5,000万円増えた、一番最初よりも。

○牟田本部長 多分、補償費でしょうね。

○荒巻委員長 昔みたいにプラスアルファとか裏金みたいなものはないでしょうから、みんなおもてで処理されないといけないというのはわかるんですけど。

今、お金のことが話題になっていますけれども、ほかにありませんか。

16 メートルというのはワンセットですよ。2 車線道路の基本的な一番広いものでしょう。もっと広いものもあるんですか、同じ 2 車線でも広いものが。

○説明者 歩道幅員が 3.5 メートルですので、街路でいきますと歩道を対面交通できるようにして、あと、もう一人追い越しができるような…

○荒巻委員長 そうするとどれぐらいになるんですか。

○説明者 3 メートル必要で、あと植栽帯で 3.5 ですので、歩道だけで 7 メートルになります。あと、車道にいきますと 3 メートルの車道が 2 本で 6 メートル、右折レーンが出ますとそこに 3 メートル要りますのでこれで 9 メートルという形ですので、今の基準でいきますと最低限です。昔の基準ですと 12 メートルとかですね。

○荒巻委員長 じわじわ考えたいというか、議論したいのは、16 メートルというのはよく聞く幅ですよ。そのときに例えば基準があって、今みたいにちゃんと決まっているわけですね。佐賀の場合、自転車という非常に難敵がいるわけじゃないですか。自転車をどう処理するか。自転車道を特別にとりなさいというよりも、車道、路側帯もいいとして、どういう場所を、どういうふうに走らせるかというのは結構難問ですよ。

ただ、こういうふうに 16 メートルと決まったときにどう配分するかというのは、道路構造令かなんかで幅が幾ら、何が幾らと決まっているようだけど、それは自由に動かせるものですか、自分たちで決められますか。例えば、佐賀独自で佐賀方式というような道路のつくり方というのはあり得るものですか。

○説明者 余裕があるとすれば先ほどの路側帯の 1.5 メートルを…

○荒巻委員長 増やして、どこを走らせたいかということだと思ふのよね。それは住民との関係によって。佐賀で自転車をどう走らせるかというのは非常に大きくて、歩道が結構広いのに、そこを走らせたいのかというふうに感じるときもあるわけね。歩道の幅が非常に広くとってあって、しかし、そこはあんまり人は歩いてないと。佐賀は人が歩くより自転車が突っ走るほうが危険だと考えると、車道の横に路側帯をもうちょっと広げて自転車道という概念をつけて歩道をもうちょっと狭めるとか、そういう考え方というのはあり得ないのかなというふうに思うんですよ。一番いいのは、佐賀大学の横でとっているように。車椅子が離合できるとかね、そういうことをよく言われるんだけど、自転車が今処理しなければいけない一番大きな問題で、自転車王国じゃないけど、いろんなものをつくるというときに、あの幅がどうもネックになっているような気がして、道路構造令が自由に変えられますかということが知りたかったのですが、どうでしょうか。

○牟田本部長 基本的に自転車は歩道を走らせちゃいかんというのが…

○荒巻委員長 だけど、路側帯の幅がちょっと狭過ぎませんか。例えば、一番いかんのは高校生がしゃべりながらこうやって走る、本当はこう走ってほしいんだけど。路側帯を広げるとますます横列走行を推奨しているみたいだけど、何か佐賀独自の方式というやり方

が、どうも歩道はあげん広う要らんとじゃなかと、歩道をもうちよつと狭めて、離合するまでいかなくても譲り合って自転車はここを走れと、歩道に乗るなというような道路構造というのではないだろうかと思うところもあるんだけど、変えられますか、それは。

○牟田本部長 可能だと思います。

○荒巻委員長 佐賀県独自方式というのはあり得ますか。

○説明者 これまでの道路構造令については、車道があつて、それから停車帯という考え方があつて、それが要するに路側帯と一緒になっています。その外側に自転車帯、それから歩行帯というのが基本的な考え方です。ただ、そうはいいながら、なかなか自転車・歩行者道という概念が入ってきて、要するに歩道を広くとっているんですね。

今、道路構造令なんか、そういう地方の事情に合わせて改正しようということになっておりまして、これまで、いざ事業をやろうとすると、補助事業なものですから、なかなか理解いただけなかったところがありました。今、道路構造令も改正されておりまして、ある程度自由にできると。もともと自転車道をとればできていたんですけど、自転車道をプラス 2 メートルとるということになると、なおかつ、車椅子を離合させようとするとき必ず 2 メートルは要するということになると、余りにも歩道幅が広くなり過ぎる…

○荒巻委員長 佐賀の実情には車椅子が離合するとかというのはわかるけど、それはちょっと譲り合ってやりさえすれば済む話だという感じがするのよね。だから、ちょっとそこら辺のところを今後の…。多分、ここは渋滞というのが非常に大きくて、しかも、高校生の通学というのが朝の渋滞時間、あの 30 分の時間帯をどう処理するかというのが一番大きいですよ、きっと。

そこら辺の処理の仕方のときに、皆さん、ご存知かもしれませんが、左折帯というのがあるんですよ。普通、我々は右折帯をつくるのはそうだけど、直進・左折を普通つくるんですよ。ところが、左折帯があるんですよ、左だけ走る車のレーンが。何でかという自転車突っ込んでくるからです。そこは左に曲がれない。だから、真っ直ぐ行く車が全部そこで詰まってしまうというのがある。左折帯をつくっているんですけど、それぐらい、自転車の処理が交通障害を起こす可能性があるから、この取り扱い方というのは結構難しいでしょう、皆さん、苦労されると思うけど。

だから、16 メートルでしようがないとして、そのときの幅の柔軟さ、交差点に近づいてくると歩道の幅員を少し狭めて自転車をそこに走らせるとか、何かそういう処理の仕方があるんじゃないかなという気がするの、それは今議論する必要はないので、時間がないから、また検討していただくと助かります。

よろしいですか。

○川本委員 道じゃないですけど、この際、1 つお願いしておきたいのは、今、公的な建物には必ずトイレがつかますよね。場所を言えば、肥前通仙亭ですけれども、40 坪弱の建物の中に身障者用のトイレをつくらなくちゃいけないとなると 4 分の 1 ぐらいがトイレなん

ですね。何メートル以内に身障者用のトイレがあればここにはつくらなくていいとか、トイレについても決まっているんですか、公的な建物を建てる時には。

○**牟田本部長** 決まっていなくても、佐賀県は特にユニバーサルデザインの先進県を目指しております、トイレは多目的トイレを備えるということを原則にしています。

○**川本委員** 原則なわけですね。建物が大きいといいですけども、4分の1トイレが占めるというのは、最後まで反対しましたが、これはもう規定で決まっているということだったので、ちよつともったいない。そして、すぐ近くにはそういうトイレがあるんですね、古賀銀行とかですね。だから、全部にそれをつけていくというのはいかなものかなとちよつと思ったものだから。やっぱり大きさによってこのぐらいのトイレをつけるとか、そういうことも必要じゃないかと思ひます。

ちよつとすみません、道から離れましたけれども。

○**荒巻委員長** よろしいでしょうか。——それでは、どうもありがとうございました。

次にいきたいと思ひます。2番目のことについて説明をお願いいたします。

県営中山間地域総合整備事業（厳木地区）

○**説明者（農山漁村課）** 農山漁村課長の青山でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料は10番の付箋がついているところからです。農産漁村課では、県営中山間地域総合整備事業につきましてご説明させていただきます。

この事業は、県では平成3年から実施しております、これまで17地区を完了しております。この厳木地区は、その完了したものの一つでございます、今、継続では3地区、実施しておりますところでございます。

この事業は、中山間地域での農業生産基盤の整備とあわせて生活環境基盤の整備、集落道でありますとか集落排水でありますとか、そういったものを総合的に整備する事業でございます。

中山間地域の役割でございますけれども、食料の生産は当然でございますが、それとあわせて多面的機能と呼んでおりますけれども、水源の涵養でありますとか、洪水の一時貯留でありますとか、そういった機能がございます。

しかしながら、ご案内のとおり、中山間地域は傾斜もきつく、また、農地も狭く不整形でございますので生産条件が不利でございます。そういったこととあわせて担い手の高齢化が進んでいるということもありまして耕作放棄地も増加しているといった現状がございます。

この事業では、先ほども申し上げましたが、生産基盤と生活環境基盤の整備を総合的に実施しております、具体的には圃場の整備でありますとか、農業用の用排水路の整備、農道の整備、暗渠排水などを生産基盤整備としてやっております。生活環境基盤整備とし

ましては、集落道路、集落排水などをやっているということでございます。

この地区は、旧厳木町のほぼ全域を実施地区といたしましてさまざまな工種を実施しているところでございます。

地区の現状でございます。こちらに書いておりますが、生産条件が非常に厳しいということと、集落の中の道路が狭く通行に支障があるといった状況がありましたので改善しようということでございます。

この地区につきましては、平成 12 年度から 16 年度まで事業を実施しまして、事業費は約 15 億円でございます。農業用の用排水路を 5 路線、約 1,300 メートルやってきているところでございます。

これから具体的に整備の状況につきましてご説明いたします。

まず、農業集落道でございますが、事業着手前はのように非常に狭く、また、不陸もありまして走行性の悪い道路がございました。これを舗装、また拡幅することによりまして改善したものでございます。

農地の状況でございますけれども、ほ場整備を実施しておりますが、その前のミカン畑と水田の状況でございますが、区画が小さいということと、ミカン畑につきましては、従来山の状況に、これは伐採されておりますけれども、ミカンが植わっておったという状況でございましたが、これを改良しております。

地域の水源としましてため池がございましたが、これは裏側の状態ですが、老朽化して漏水もあって十分に水がためられないというような状況にございました。これを堤体の補強などをしております。

先ほどまでが生産基盤の整備でありますけれども、これから生活環境整備ということで、多目的広場を整備しております。当地は佐用姫生誕の伝説もございますので、そちらの碑が従来からございました。この周りを整備させていただくとともに、こちらに行きます進入路について整備をしたものでございます。

事業の効果です。以前は水稲とミカンが中心の地域でございましたが、ほ場整備をしまして水田の排水改良などをするによりましてキャベツ、ダイコン、タマネギといったものもつくれるようになりまして、多種多様な作物が栽培できるということで営農の自由度が高まったということでございます。

こちらが厳木の道の駅でございますが、こちらで農産物の直売がされております。道の駅の年間売り上げが約 2 億円ありますが、この約 3 割が農産物の売り上げということになっております。この事業の受益農家も含めまして地域の農家の方がこちらに農産物を持ち込まれまして現金収入を得ているということでございます。

作付の変化であります。従来、ミカンが多かったわけですが、ミカンが減りましていろいろな野菜を栽培されておまして、一部が道の駅に持ち込まれまして現金収入になっておるということでございます。

活性化施設ということで、地域の公民館、コミュニティーセンターを建設しておりますが、こちらでは地元の集落の寄り合いだけでなく、子供浮流の学習の場としても活用されておまして、年間5,000人程度の利用があるということでございます。

この地域で都市農村交流といたしまして天川地区で有志の方が「特別栽培研究会」というものを設立されまして、佐賀市や福岡市から住民の方を招きまして田植えとか稲刈りの体験をしており、あわせて、こちらでとれました「コシヒカリ」の販売をされておるということで、こちらも活性化、所得の安定につながっているということでございます。

事業により整備されました施設につきましては、基本的には住民の方で草刈りなどの管理をしていただいておりますが、営農飲雑用水ということで上水道の整備もされておりますが、これは昨年度から唐津市の管理に移っておりますが、日常的な管理につきましては地元でされております。

受益者の方からのご意見でございますが、例えば、道路の整備がされましたので移動が便利になっております。また、ほ場整備によりまして傾斜でありました農地が平らになりましたので営農が楽になりまして、ミカンのマルチ栽培、ミカンの木の下にシートを張りまして水を切って糖分を高めるという営農技術ですが、こういった作業も非常にやりやすくなったというご意見を聞いております。また、暗渠排水をしまして農地の排水がよくなりましたのでハウス栽培とか野菜の栽培にもいい影響が出ておるということでございます。このようなご意見を聞いております。

今後の課題でございますが、中山間地域は平場よりもさらに高齢化が進行しております、今までは地域の方が維持管理をしていただいているわけですが、これをどう継続させていくかということが課題かと考えております。また、近隣の小学校の統廃合がございまして、佐用姫の多目的広場でありますけれども、こういったものの利用も減少しておるということなので、こういったものの今後の利活用についても考えていかなければならないと考えております。

また、社会情勢がいろいろ変化する中で、これを今後フォローするような組織というのが特にございませぬ。事業を起こすときにはJAさんも入っていただいて機運も盛り上がりますけれども、事業が終わった後も面倒を見ていただけるような組織が必ずしもあるということではありませぬので、そういったことが課題となると考えております。

今後の対応といたしましては、維持管理につきましては、農家さんだけではなくて非農家の方も取り込んだ共同活動による維持管理の体制がつかれないかといったことを進めていきたいと考えております。

また、この事業を起こすときに協議会をつくったわけですが、こういったものが、実際は今、解散ということではないのですが、休眠しているような状況でございますので、事業後のフォローもこういったところがしていただけるような仕組みづくりが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○荒巻委員長 何かございませんでしょうか。

○古賀委員 この事業をされて直売所をつくられたということですが、農家の方々にとっては非常にいい側面も多いと思います。ただ、問題は高齢化がどんどん進んでいると。しかも、農業人口が減っている。それから、農地そのものの利用が減っているという資料がございますね。これが整備されてもう 5 年ぐらいたっているわけですね。よそから入ってくる方といいますか、今まで農業をしていなくて新たに農業を始めようという方等は出てきているのでしょうか。

○説明者 そのあたりははっきり確認しておりませんが、全般的にそういうケースは非常に少ないと思います。この地域でもそういう方は余りいないんじゃないかと理解しております。

○古賀委員 社会的な変化というんでしょうか。今、仕事がないと。若い人たちの中には農業をやってみたいという人が、もちろん大変な仕事ですから、そう簡単ではないと思うんですけども、熱心な人たちを集めるとか、そういうような方法はできないのでしょうか。

○説明者 ご指摘のとおりで、結局は、農業が継続されまして農地が使われていることで機能が維持されるところがありますので、別のところからも参入していただくようなことを考えないといけないと思うんですが、そういう補助みたいなことも少しはあるんですけども、まだ主流にはなっておりませんので、そういったことも当然考えていかなければいけないかなと思っております。

○古賀委員 私は、多分そのときははないかもしれませんが、世界的に農産物が非常に不足する時代が近い将来、来るだろうと言われております。そういうようなこともありますから、特に、佐賀県の場合は立派な農地をたくさん持っておられるわけですから、そういうアピールをして人を呼び込んだらどうかと。例えば、こういういい施設をつかっていかれているということアピールして人を引き込むということも考えられたらどうかと、そういうふうにとちょっと思ったものですから。

○説明者 まずは集落営農ということで組織をつくられてというところから始めております。これは本県は組織率が非常に高いところですけども、そればかりではいけないところもありますので、いろんなことを考えていかなければいけないかと思いますが、これがうまくいく道筋が見えるというところまではまだいっていないというのが現状だろうと思います。

○古賀委員 事業の効果等々を見ますと、かなりいい効果が出ているということですので、一つのアピール材料になるんじゃないかと思って申し上げたわけです。

○荒巻委員長 ありがとうございます。ほかにもお願いいたします。

○鳥井委員 私も、こちらに農産物をよく買いに行つて恩恵を受けているんですけど、今

の先生のお話と同じような感じになるんですが、課題が出ていて、最初はJAさんが管理されていて、その後の組織がないということ、これはどのことにも通用することで、じゃ、これは実際に組織づくりとかを進めるまちづくり推進課で今後していくという体制になるんでしょうか。何かほかの課に移行されるんですか。

○説明者 どこかほかの課にというふうには考えていないんですけども、私たちも土木工事をするだけとおしまいとは考えておりませんので、そういったものが今後も継続していただくというお願いになってしまうので簡単にいかないかもしれませんが、これは今やっている地区とか、今後、新規で起きてくるところの参考になるということで、今ご議論いただいているかと思うんですが、今やっている地区とか、これから新しく起こる地区につきましては、着手したらおしまいじゃないですよということを私たちも最初からお願いしていかなければいけないかなと思います。

あと、お願いだけでもいけないんですけども、そのほかの事業として農地・水・環境保全向上対策とか、そういった違うものもありますので、そういったものを重ね合わせてフォローをお願いしなければいけないかなというふうに考えております。

○鳥井委員 事業を進めるときに、その時点で今後もということをお願いをされるように検討されるということですね。

○説明者 最初に計画をつくっておしまいとか、着手しておしまいではないですので、そういったところをもう一回皆さんにご理解いただきながらやっていくということかなと思っております。

○荒巻委員長 基本的なマネジメントは市町に移行しているということでもいいですか。

○説明者 はい。

○鳥井委員 農産物の基準値がどこにあるのかなということを消費者として買うときに考えたりするんですよ。かなり農薬を使っているんじゃないかなとか、異常に大きな野菜ができたりとか、例えばJAさんの基準値があったりとか、JASとかの基準値があれば安心材料はあるんですけど、農家さん個人がそれぞれご自分の基準で大きく育てばいいとか、そういう観点でもし生産されていたら消費者として心配なので、JAさんが今の時点で事業を進めるときに入られたけど、その後に入られないということは、売っている野菜そのものに安心がないという消費者の目線もあるんですよ。そこを維持継続をしていただきたいなど。違う観点になりますけれども、そこはよく消費者として思います。

○説明者 私の説明が不十分だったかもしれませんが、今全く関与していないということではなくて、それぞれではやられると思うんですね、生産振興とか、組合員の皆さんの所得向上ということではやっていらっしゃると思うんですが、そこがうまく絡み合っていかなければいけないと思いますので、そういう点で今私は申し上げたんですが、JAさんのほうでも当然いろいろ指導されておりますので、農薬の回数とか、そういったものは当然基準値以内におさまっているものでありますし、今はもっと減らしたものを認証をつけて売

っていこうという動きもありますので、そのようなこともやられておりますが、もっとうまく絡み合わせてやっていく必要があるかなというふうに感じているところです。

○**川本委員** 事業の効果ということで道の駅のことを今お話になりましたが、売り上げが年間2億円あって、約3割ということで6,000万円ぐらいが農産物の売り上げということですが、これは事業の前と後の農家収入の変化みたいなものは出ていないんですか。

○**説明者** そこもきょうお持ちできないかなと思ったんですが、十分確認ができませんで、お一人お一人を追跡調査をしていなかったのもそこはわからないんですけども、ここをうまく活用されて収益を上げていらっしゃる方もいるというふうに聞いておりますので、こういったことを利用していただくのが非常にいいかなと考えております。

○**川本委員** 一見、お野菜がよく売れているような感じですけども、世帯数がどのくらいで、農業に従事していらっしゃる方がどのくらいとか、事前と事後が出たらこの効果ももっとはっきりわかるんじゃないかと思えます。

○**説明者** 17年に合併されていたので、旧巖木町ということで統計上追っていきなくて変化がうまくわからなかったもので、申しわけございません。

○**荒巻委員長** 同じように、多分、今の農家数とか人口、在住者数が減っていくのをとめることはできないわけで、中山間地の問題というのは、今の3分の1か4分の1の人口でもいいから持続的に農業なり何らかの事業で暮らしていける、その先行投資だと思えば僕は反対しないんですけども、その細部の見通しにいくところの指標というようなことがわかると今のような質問にもちゃんと。

例えば、1戸の農家が今みたいに100万円ぐらいしか農業収入を上げられなくて兼業でほとんどやっているという部分から、少なくとも半分以上、あるいは7割ぐらいがそういうふうになっていくのに基盤整備が必要だというようなことがわかる指標が出てくると、我々の土木事業がこういうふうに中山間地に、所得補償という直接的な補償ではなくて、基盤を整備することで支援するというような事業が有効性があるんだということが証明できるようなものを持たないと、こういうふうな事業をするんじゃなくて、直接、所得をどんどん補償してやったほうが中山間地が守れるんだという論争になると思うんですよね。

そこは事業をやる側としては、この効果が一体どうであるかということ是非常に重要なことなので工夫していただいて、今言われたみたいなことを参考にして、先生が言われたみたいに、よそから来て就農してくれる人がいたのか、後継ぎさんがちゃんと出てきたのか、そういうふうな指標をきちっととって、今の農家全部がいるということは不可能だと思っていますから、3分の1でもいいので持続されていくというようなものでなければならんと思うんですよね。

だから、そういう今のご指摘を参考にしていただいて、守らなきゃいけないのはわかっているわけだから、どういう方策が有効であるかということは今のような事業の後の処理をうまく、指標化とかすることによってわかりやすく県民に示していただければと思いま

す。どっちみち、これは佐賀県という行政単位が一生懸命やらなきゃいけないテーマだと思いますので、これがどういう方法が有効であるかというのは論争になると思いますので、今言った質問等については指標を集めていただいて、どういうふうに効果があるかということを検証していただければと思います。

ほかに。よろしいですか。——では、次に移らせてください。どうもありがとうございました。

ほ場整備事業（兵庫北部地区）

○説明者（農地整備課） 農地整備課です。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうからは、ほ場整備事業の兵庫北部地区について説明をさせていただきます。

まず、説明に入ります前に農地整備課の事後評価の対象地区につきましては、かんがい排水事業、ほ場整備事業、土地改良総合整備事業、農道整備事業の全部で9地区ございますが、この中で今後、佐賀市の周辺部にほ場整備等の計画もありますので、昨年もそういうことでさせていただきましたが、ほ場整備について、昨年とはちょっと違って市街地から少し外れたところのほ場整備でございますので、この地区を選ばせていただきました。

事業の概要でございますが、兵庫北部地区につきましては、受益面積が104ヘクタール、受益戸数128戸ということで、事業工期が平成9年度から平成16年度までやっております。総事業費が18億2,700万円です。

事業内容としましては、区画整理、道路と水路の整備、ポンプ場をやっております。また、ほ場については排水を図るために暗渠排水工を101ヘクタールほどやっております。

地区の現況でございますが、位置的なもので、ここは34号線です。東のほうに焼原川と巨勢川がありまして、この間の100ヘクタール相当が本地区でございます。これが完了間際の航空写真ですが、ここは完了した地区、ここについてはこれから若干整備するということになっておりまして、こういう状況の従前の農地が幹線排水路を配しまして、道路、水路ということで整備していくというような状況です。

事業による環境の変化でございます。まず、交通については、営農活動に利用されておりますし、また、通勤通学の道路としても利用されております。それから、集落間のアクセス道路としても利用されております。今まで道路については大体2メートルぐらいしかございませんでしたので、これが幹線道路ですが、6メートルになっております。こういう支線道路につきましては4メートルほどの道路ということで、従前の倍近くの幅員を確保したということで、安全性の向上等が図られている状況でございます。

また、景観につきましては、ほ場整備をすることによりまして、また暗渠排水もいたしまして、大豆の作付等の面積増がありまして、緑の空間の広がりも得られたというふうに考えております。

事業（農業）を巡る社会経済情勢の変化ということですが、これは兵庫北部地区の個別の

数字ではございませんが、佐賀市の変化の状況ということで示しております。この中で大きくは農業就業人口の減少、65歳以上の割合の増加、経営規模の3ヘクタール以上の増加、そういうものが変化としてあらわれているということでございます。

事業により整備されました施設の維持管理状況でございますが、当該地区につきましては、佐賀市土地改良区が管理母体となっております。そういうことで先ほど説明しました幹線水路、道路、ポンプ、そういう大きな整備につきましては、佐賀市土地改良区が維持管理をしております。そのほかの、例えば草刈りとかごみ拾い、水路の泥揚げにつきましては、この集落に2つ、管理する組織をつくっておられます。一つは「野中を良くする会」、もう一つが「若宮を美しくする会」ということで、こちらの組織によりまして維持管理がなされております。ちなみに、定期的になされておりますが、草刈りは年4回ほど、水草揚げが年2回ほど、水路沿いに花を植えたりされております。そういうことで維持管理を定期的にやられております。

県民の意見ということで農家等の聞き取りを行っております。よくなった点としましては、事業をやったことによりまして農業機械の大型化による効率的な営農が可能となったということです。それから、先ほども説明しましたが、農道の整備によりまして機械の大型化の導入が可能となりました。また、従前の幅が2メートルというようなこともありまして、離合もままならず、営農や生活に支障を来しておりましたが、これが解消したということが言われております。それから、農地の乾田化によりまして、麦とか大豆の反収、作付が増加したということでございます。

それから、地元の聞き取りとしては、悪くなった点というのはそうないんだけど、あえて言えば、道が広がってスピードを上げて通過する車が多くなったということで、利便性は向上したが、通勤などの地区外の車の通行が増加したというようなことでございました。

事業の効果ですが、事業の直接的な効果としましては、先ほど言いましたような機械の大型化の導入が可能となっておりますし、大豆、麦の作付が増加しているということでございます。このことは兵庫北部地区の状況でありまして、水稻は少なくなっておりますが、大豆の作付が100ヘクタールの中で26.7ヘクタール増えているということもございます。また、大麦につきましては、若干ですが、7.6ヘクタールほど増えています。

もう一つ、事業の間接的な波及効果ということでは、整備前は集落営農組織というものがございましたが、整備とともに事業実施後、3組織が集落営農ということで組織化されております。1つが大体30ヘクタールほどで3集落ほどがやっております。この面積によりまして、地区の約95%が集落営農で運営されているというような状況になっております。

この数字につきましては、水稻の作付の労働時間の短縮、あるいは生産費の変化ということでございますが、兵庫北部地区につきましては、平成9年度から平成16年度まで実施

しておりますので、県の平均でいきますと、平成8年度から平成20年度の変化と似たような状況であろうかというふうに考えております。

また、水稻の生産費につきましても、平成8年度の11万2,000円から10万4,000円ということで、約8,300円ほどの10アール当たりの生産費の縮減が図られているという状況です。

それから、小麦、大豆の収穫量の変化ということで、これも地区の集計ができておりませんが、佐賀市においては、小麦の10アール当たりの収穫量につきましては、平成9年度から平成16年度ということで行きますと、10アール当たり270キロの増となっております。また、大豆につきましても、若干でございますが、6キロの増ということです。この間、旧佐賀市の地域内においては、平成7年度から平成21年度までに544ヘクタールほどのほ場整備がなされておりまして、そういうことでここに大きく反映されているだろうと考えております。

地域住民との関わりということで、先ほど説明しましたが、ここにつきましては草花の植栽等も集落組織によってなされておりまして、もう一つは、集落の中にお宮がありまして、その横に公民館的なものがございましたが、これはほ場整備で非農用地を創設いたしまして土地の一部を確保して公民館が設置されて、農家、非農家がふれあう場所ということで利用されております。

今後の課題でございますが、2つありまして、管理体制の継続、もう一つが維持管理費の低減ということでございます。管理体制の継続につきましては、今説明いたしましたように、土地改良区、あるいは地域によって維持管理をされておりますが、どうしても農家人口の減少、高齢化、混住化の進行ということでございますので、この管理体制の継続をやっていく、うまく次世代に引き継いでいくということが課題であろうかと思っております。

もう一つが維持管理費の低減でございますが、現在、ほ場整備が完了しまして6年ほどしかたっておりませんので、ほ場整備で造成しました施設につきましては、整備直後と同等の機能を維持しておりますが、今後、利用していくにつれまして施設の老朽化、あるいは老朽化に伴います維持管理費の増大が懸念されるということで、今後の課題としましては、施設の維持管理の低減について考えていかなければならないと考えております。

新規箇所評価、再評価の反映、改善点ということにつきましては、一番の改善点につきましては、地域内外を問わず、十分に話し合っ、て、でき上がった後の維持管理、営農の運営といったものをどうやっていくかということが、一番最初に話し合いによる部分が必要であろうかと思っております。また、維持管理体制につきましては、高齢化等も考えられますし、集落営農ということで大きな組織になっていくということで、田んぼ周りの維持管理等についても、今後どうやっていくかということをも十分に話し合った上で事業をやっていく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○荒巻委員長 どうもありがとうございました。

ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○佐藤委員 今さらですが、先ほど説明して下さった農山漁村課と農地整備課というのは、事業される区域ごとに分けられてあるんですか。

○説明者 地域ごととといいますか、事業種ごとに分かれております。農地整備課につきましては、水を確保するということで、かんがい排水事業であるとか、道路の整備をするとか、農道の整備をする、ほ場の整備をする、そういう面的なもの、それから、基盤整備的なものを主に担当いたしております。

○佐藤委員 それは都市部でも、中山間地というか、山の中でも同じですか。

○説明者 事業種によりましては、農道とかについては中山間の部分でも実施しておりますが、総じては平野部が多うございます。

○牟田本部長 農地整備課が生産基盤、主に農地です。中山間は生産基盤と農村環境の総合整備事業、生産だけじゃなくて、その地域の生活環境もあわせて整備しましょうと。

○荒巻委員長 平地の農村集落排水事業とか…

○説明者 それは下水道になっております。

○荒巻委員長 ほかにありませんでしょうか。

○古賀委員 細かい問題だと思いますけど、作付面積の表がございませぬ。この中に実施前の平成7年度を100とすると、例えば水稲でいえば68.3ヘクタールに減っているわけですね。これは作付面積が減っているから生産数量そのものも減っているということになるんですか。

○説明者 それは面積に比例して減ります。

○古賀委員 かなり増えていますね。

○説明者 反収ですか。

○古賀委員 はい。

○説明者 反収は、それぞれに増加をしておりますが、それは乾田化を必要とするような作物で、水稲につきましては飛躍的に増えるというような状況ではございません。

○古賀委員 水稲は必ずしも、つまり売上高からいえば減っているということになるわけですか。

○説明者 水稲の販売額等につきましてはですね。

○古賀委員 生産費が減っているから、そんなに大きな損失はないと思うんですけれども、ここらあたりはどういうふうに私どもは理解したらいいのかなと。

○牟田本部長 水稲はつくれる、米が余っているので3割ぐらいはほかの作物をつくってくださいということで、ほかの作物をつくってもらえば奨励金をその作物につけますよという国の政策が行われておりますので、100から30減らさざるを得なかったと。むしろ、減らしたところの遊んでいる土地にちゃんと大豆なりほかの作物がつくれるように基

盤を整備しましょうというのが10年ぐらいやってきた政策でございます。水稲は、もちろん、作付面積が減った分だけ収量は減ります。反収は、どちらかという、今、収量が少なくても高品質の米じゃないと売れないということで、佐賀県の10アール当たりの反収は品種改良によってどんどん下がっています。ただ、米の10アール当たりの売り上げとしては、単価をそれで維持していますので、米そのものの売り上げも総額は減っていますけれども、10アール当たりの粗といえますか、それはそんなに変動がないですね。

○古賀委員 例えば、大豆は大幅に増えていますが、そういうものでプラスアルファになっていると。

○牟田本部長 米を上回るところまではいきませんが、米の6〜7割は大豆でカバーできていると。それも今、補助金がついていますから、補助金をもらって何とか米の7〜8割の収益は得られているという状況ですね。

○古賀委員 補助金の問題が将来問題になると思いますから、そこを今から考えておかなければならないのではないかと考えています。

○牟田本部長 完全自由化されて、補助金行政みたいなものがだめだということになると、多分、米はいざしらず、大豆みたいなものは国内ではもう太刀打ちできない価格になると思います。

○古賀委員 今、商品価格で大豆とか小麦とかむちやくちや上がってますね。

○牟田本部長 上がっていますが、まだしかし、日本の国内産大豆でいうと、国際価格は5分の1とか10分の1のレベルですから、少々上がっても全然勝負にならない。

○鳥井委員 将来の課題のところで施設の老朽化と維持管理費の増大懸念がありますけれども、これは今後は維持管理とかそういうのは県がなされるんですか、それとも住民の方がされるのでしょうか。

○説明者 住民といいますか、施設の大体の管理の仕方というのは、大きな施設の改修とか伴うものについては土地改良区で実施していくというふうになっておりますが、小規模なもの、維持管理の泥揚げとか、水路ののり面の草刈りとか、そういうものの維持管理については、集落の営農組織でやっていくということになります。ポンプとかについては10ヘクタールに1カ所ぐらい、小さなポンプとかついておりますので、そういうもののオーバーホールとか更新とか、そういうものについては土地改良区で賦課金をいただいて管理していくと、そういう形になっております。

○鳥井委員 私がお聞きしたいのは、公民館は住民の方が要望されて建ったものなんですか。

○牟田本部長 建物は事業費で建っていません。

○説明者 用地を生み出す部分まで、小さい公民館がありましたけど、それをもう少し広くするために土地をみんなで共同減歩で生み出して用地を確保しております。

○鳥井委員 上物は…

○説明者 上物は地元でやっていただいております。

○鳥井委員 地元の皆さんが建てたものですか。

○説明者 そうです。

○鳥井委員 用地だけは県が管理していると。

○説明者 非農用地として設定するのに換地の手法を用いまして用地を創設したということでございます。

○鳥井委員 全然関係ないんですが、うちでも公民館の維持管理のことがよく問題になっていて…

○説明者 それは全然別個です。それは集落でやっております。

○鳥井委員 わかりました。

○池田委員 何点かあるんですけども、さっきちょっと出たんですが、作物の作付面積のところでは稲が減った分、大豆とか大麦が増えているように見えて、これが事業の効果というところに出てくるんですけども、何かよくわかんないというか、一部減っているから、その分、別のものをつくっただけで、事業との関連という意味で…

○説明者 作付の増につきましては、先ほど本部長からも話しましたが、従前は農地の水位が高く畑作的な利用がなかなかできなかったところを農地を整備すること、それから水路を整備して地下水を下げることとか、あるいは暗渠排水で地下水を下げたりして畑作利用等ができてやすくなったということで、整備前はそういうものがなかなかつくれなくて、例えば麦をつくるにしても、畝を高くつくって営農をやっておったというような状況です。だけど、これをやりましてからは…

○牟田本部長 転作大豆といいますけど、水稲にかわって畑作物を、野菜とかハウスとかでできればいいけど、それは何ヘクタールという単位ではとてもできないですね、手がかかるから。だから、土地利用型で表作で水稲にかわって広い面積でやれるというのは、今のところ、大豆しかないんですよ。大豆に奨励金がついているものですから、農家は、従前は幾ら収量があろうが、とりあえず大豆をまこうと、5万円なりの奨励金がついていましたので、捨てづくりと言うんですけど、収量はもうなくてもいいと、播きさえすれば補助金が来ると。

そういう本当は大豆に向かないほ場なのに、例えば反収 100 キロぐらいでも奨励金がついているから何もつくりませんよというので、ずっと佐賀平野は大豆作をしてきたんですけども、ほ場整備をしますと反収 300 キロぐらいとれるんですよ。300 キロぐらいとれると、補助金と合わせてほぼ水稲並みの所得が得られるということがわかってきて、今では大豆は米にかわる所得作物、それはもうとりもおさず排水がよくなったから、大豆が 100 キロぐらいとれていたのが排水さえ改良すれば 300 キロぐらいに上がりますので、そのところはほ場整備の効果だろうと思っております。

○池田委員 もう 1 点だけ。私自身ぼやとした質問になるかもしれないので申しわけな

いんですけれども、将来の姿というのか、大型機械の導入だとか大規模経営という方向に向かっているような事業に見えて、片や、今後の課題で高齢化云々というふうなことを上げていらっしゃるんだけれども、事業が進んでいるのは、今ある株式会社化とか、あっちのほうに進んでいる気がして、どうも事業が進んでいる方向と将来の課題が私の中でぴたっとこなくて、どういう農家像を描いてこの事業は進んでいっているのかということがぴんときないんですが。

○牟田本部長 土地利用型で農業だけで個別経営で年間 1,000 万円ぐらいの所得を上げるということになると、多分、佐賀県のモデルでは 1 人で 20 ヘクタール以上経営しないと、それだけの所得が上がらないということになっています。佐賀県の 1 集落の平均耕地面積は 30 ヘクタールです。政策でいくと集落に農家が 1 人いればいいと。農家で将来とも食べていけるという見通しが今の農業情勢ではなかなか立たないということもあって、佐賀では土地利用型の専業農家は数えるぐらいしかまだ出てきてないんです。とはいっても、農家はそんなに減らないけれども、若い農業従事者は減っていくという状況は、もう既に、これから高齢化が来るんじゃないじゃなくて、もう高齢化がきていますし、担い手がどんどん不足をいたしております。将来、農業がどういうふうに動いていくかということは、まさに日本の農業が国際的にどういう関係に置かれるかということにかかっているわけですね。とりあえず、集落に 30 ヘクタールある農地を集落みんなで知恵を出し合って営農を維持していきましょうというのが集落営農です。その中でオペレーターとか機械を使っておられる方は数人なんです。どちらかというと、非常に生産性の高い営農態勢になってしまっている。

問題は、農村地域は農業基盤と生活環境が一体のものでありますから、その地域の営農作業以外の地域の維持管理活動、水路をだれが、どういうふうに管理していくかというのは、農業に携わっておられる 2~3 人の若い人に、道路の草刈りもせろ、水路も全部おまえたちが草を刈れといっても、営農活動としてはペイしないわけですね。そこを集落営農という形にすることによって土地持ち非農家、いわゆる農地は持っているけれども、農業に携わっていない農家の方も集落の生産基盤なり生活環境を維持していく活動に加わってくださいというのが、我々が進めております地域の維持管理は全体で、営農作業はごく限られた人たちで生産性を上げていこうというのが、今のところの佐賀県のやり方です。それが 50 年後もそれが正しいかどうかはよくわかりません。

○荒巻委員長 今の話は、公共事業をやるときの根幹にかかわる話だから、ある意味でいうと、もうちょっとわかりやすく、例えば県土づくり本部の一番頭のところに基本的な考え方とかアイデアというのを出しておいてもらおうと、県政の一番根幹にかかわる話ですよ、きっと。公共事業のあり方だとか農業の進め方、それから漁業でもあると思うんだけど。だから、そこはもうちょっときちっとわかりやすく説明する方策を考えていただかないと、例えば、今、本部長がおっしゃったのは、土地利用型だから、水田とか大豆とか麦

とかなんとかの話、実際は日本の農業の7割は、収入としては7割ぐらいの自給率があるじゃないですか。すなわち国民がお金を払っている分の7割は国内で生産している。そのうちのどこを佐賀県がとるかという部分は、カロリーベースとは別に金額ベースのものがあるじゃないですか。どういう農業を金額としてやるか。例えば、アスパラガスというのはカロリーベースとしてはゼロに近いと思うんだけど、金額としては1,000万円とか上げている農家の人がいるわけですよ、女性の方にお会いしましたけど。

そうすると、佐賀県の農業というのは、ベースとしてももちろん水田とかなんとかの土地利用型の米があって、今、それがおっしゃったように1集落1人ぐらいで済む。しかし、それ以外に金額ベースのものがいっぱいあって、ミカンだとかなんとかあるじゃないですか。

○牟田本部長 そこは全然心配要らないです。

○荒巻委員長 だから、そこを説明しておかないと、例えば、農業者がたった1人しかいないと思われちゃうわけよ。ところが、実際そうではなくて、そこにはお花をやっている人もいれば、何とかをやっている人もいる、金額ベースとしての農家というのがいるわけです、ちゃんと。

だから、そこを説明しておかないと、今の話からすると、突然、農家が1人ぐらいしかいなくなっていると思われるけど、そうじゃなくて、お花をやって博打打ちみたいなことをやっている人もいるわけです、同じ農家でも。それはもう本人でやるわけよ。

○牟田本部長 畜産とか施設園芸とか花卉、そういう…

○荒巻委員長 そういう食料全体ベースでの自給というのがあるわけで、そこを佐賀県が担うということになっているわけでしょう。

○牟田本部長 問題は、土地利用型の…

○荒巻委員長 だから、それがあある意味でいうと公が相当介入しないと、その部分については維持できないということは、やっぱり国民も理解しなきゃいけないわけです。何でもかんでも一緒になって、例えば土地利用の話をしているときに換金型の農業に頑張れと言っているじゃない、そこ自体は正しいんだよね。だから、そこを分けて考えないと、ほ場整備の議論をしているときに、牛舎の話が突然出てきたり、それはちょっと何か違うんじゃないかというふうに理解しているから、そこはぜひ議論して。

それと、僕は1戸でもいいと思うの、集落に1人のいわゆる土地利用型の30ヘクタールしている人がいてもいいと思うけど、その人がどういう収入があって、どういうふうになっていくかというのは、ぜひモデルをつくって出してほしいのよね。ベネフィットの中に、このほ場整備の中で農業収入が上がったというわけです。僕はそれはうそだと思うのね。何でかという、先ほど言ったように、畜産も何でも農業収入については上がってきているから、農業収入が、ある地域で例えば100億円から150億円に上がりましたというのは、それは土地利用型ではなくて違う話でしょう、本当は。だから、ほ場整備によるベネフィ

ットの指標というのはきちっと分けて考えておかないと、今みたいな混乱が起こってしまうという感じがする。

僕が農業は減ばないと思うのは、カロリーベースでは確かにいろいろきつところがあって、今度の自由化でもいろいろ問題があるけど、国民が求めているのは、先ほどおっしゃったように、自分たちのすぐ近くでとれた野菜を食べたいという人たちがいっぱいいるわけです。その人たちが違うやり方から、農山村の先ほどのようなことは事業としてあり得ると思っているから、そこはちょっと分けて説明していただきたいなという感じがするんですよ。そうしないと、農業にお金を出すことが全部悪であるみたいなことになってね、それは畜産を一人でやっているじゃないか、自前で頑張っている農家がありますよとテレビ局がやるけど、それは全部そうであって、畜産なんか、ほとんどそういうことで頑張っているわけだから、そういうことは分けて議論ができるようにしておいていただきたい。公共事業が全部、そういう点でいうと悪者のほうにいつちゃうから、カロリーベースの米とかなんとかという話は別にしてやっていっていいと思うけどね。僕は必要だとは思っていますよ。思っていますけど、その中、説明がどうもうまくないなという感じがします。

ぜひ今のような議論を参考にさせていただいて、公共事業と業、農業、漁業もそうだけど、モデルとかなんとかいろんなアイデアを使って有効性というのを説明していただければと思います。そこが今一番引っかかっているような気がする。そして、最後でしょう、ほぼ、ほ場整備は。

○説明者 あと、佐賀市の周辺に5つぐらい、予定としてはやりたいところがあります。

○荒巻委員長 それと、個人的に1つだけ。先ほど、どなたかもおっしゃったけど、維持管理は、もう私では無理ですよ。例えば、排水管がずっと埋まっているでしょう、田んぼの中に。あれがどれくらいで悪くなり使えなくなり補修していくのか、どういう工法があるのか、どういうやり方が必要なのかということ、何年に一遍ぐらいやっていかなきゃいけないのかということのをクールに積算していただだけませんか。そして、それを集落にたった1人しかいないような人たちが担うのは無理だから、どうせ公が介入しなきゃいけないですよ、道路と同じように。そうすると、それをどういう見積りで今から我々は覚悟しなければいけないのかということをお知らせしてほしい。だから、メンテナンスをもうちょっと定量的にはじいていただけないかということをお願いしておきたいですね。今まで6年だから、ここの部分には問題ないと思いますけど、佐賀県全体としては、今からそういう話が出てきて、もう土地改良区もつぶれていくでしょうから、つぶれていったときの土地改良区というのは、もう担えませんが、実際には。水田農家とあれとが分かれてきますから、多分。それをぜひ公が介入せざるを得ないという覚悟をせざるを得ない時期が来ると思いますので、今みたいにきれいごとで、これは土地改良区がやることになっていきますのでという言い方は、もうもたなくなるだろうというふうに私個人は思っています。

○説明者 先ほど先生がおっしゃったような基幹的な部分の施設、パイプラインであると

か、ポンプであるとか、水路のコンクリート構造物であるとかいうものについては、耐用年数がどのくらいあるから、費用として維持管理費がどのくらい必要だというのは、あらあらずけど…

○荒巻委員長 あらあらでいいですよ。説明のときに、結局、いつかはそういう事態が来ること想定して、1年に大体これくらいの金額でおさまる範囲ですとか。メンテナンスが無限大に費用がかかってしまうような恐ろしさがあってね。

○牟田本部長 スtockマネジメント事業という事業がございまして、ほ場整備が完了してから30年後、20年後ぐらいたったところから、まず診断をして、いつまでこの施設がもつと、いつ、幾らぐらいお金がかかるということの計画をそれぞれの地区ごとに立てて、それにおっしゃるとおり税金を使わせてもらうと。

○荒巻委員長 ざるを得ないと思いますよ、もう無理だもん。無理なものはもうあらかじめ覚悟させておいてください。いつまでも消費税を上げないと言っているのと同じでね、覚悟しなきゃいけないときが来ると私は思いますけどね。

それもしわじわと出していただければ、今、本部長が言われたみたいな準備ができていますので、ぜひ教えてください。

それでは、5分間だけ休ませてください。11時10分から再開したいと思います。

(休憩)

○荒巻委員長 時間になりました。それでは、次の4番目の事業についてご説明をお願いいたします。

通常砂防事業（晴気川第三）

○説明者（河川砂防課） 河川砂防課長の山崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

河川砂防課では、河川関係と土砂災害対策関係の事業を担当しておりまして、今回、土砂災害対策の平均的な事業ということで砂防事業を事後評価の代表として選別させていただいております。

事業概要でございしますが、事業名は晴気川第三通常砂防事業ということで、所在地は小城市、工期は5年、平成12年度から16年度まで。総事業費は約2億3,000万円ということで、砂防えん堤、いわゆる砂防ダムと流路工を施工しているということでございます。

場所につきましては、小城市の西側に位置します、ちょうど天山に登る道沿いになります。道沿いに天山神社がございしますが、その周辺になるということで、谷の出口のところにとらえるということでダムを設置するという事業でございます。

背景としましては、土石流危険渓流ということで、河床の土砂の堆積状態とか荒廃状況

から、局地的に豪雨が発生すれば土砂災害の被害が発生する恐れがあるということで計画したものでございます。このように礫が堆積したり荒廃しているという状況でございます。

目的としましては、計画しています下流のほうに保全する人家が44戸ほどあります。それとか公民館とか、天山公園線が走っておりまして、この部分につきまして土石流の災害の未然防止という目的で行っております。

これは整備前の状況ですけれども、こういうふうに巨礫が散乱したり倒木があったりということでもかなり荒廃していたということで、この下が集落になります、出口のところには砂防えん堤を設けるという事業でございます。

これは整備後でございます。これは正面から、これは背面からになります。それから、流路工がこういう形で、下流の状況もあわせまして、河床には玉石とかを張って整備を行っているところでございます。

事業による環境の変化ですが、生活環境等につきましては、景観ということもありまして化粧型枠等を使って圧迫感がないように配慮したと。ただ、自然環境につきましては、どうしても土石を受けとめる、とらえるという形になりますのでせきとめる構造になるということで、若干、魚類の遡上とかが困難になるというふうな状況でございます。あと、既に植生も進んでおりまして周辺の環境になじんでいる状況でございます。

維持管理状況につきましては、巡視点検、豪雨や地震直後の緊急点検、土石流が発生した場合には流木等の除去等に対応しているところでございます。

県民の意見ですが、一遍、土石流という形で土砂災害が起これば、生命、財産に大きな影響が出るということで住民の方も理解、それから、その辺の必要性を感じておられるということでございます。ただ、自然環境に影響を与えるというふうに感じているところもありますけれども、全体としては砂防事業を推進してほしいというのが意見でございます。

事業の効果としまして、当然、そういうことで土石流の捕捉ということで土砂災害の未然防止ということで地域住民の安全・安心、生活環境に寄与しているところでございます。

これが事業の効果として参考事例です。よそのところですが、こういうふうに部分的に山腹で崩壊して土砂が流れたのを砂防えん堤がとらえたということで、えん堤がなければ流れた分が一遍に出てきたという状況になっているところでございます。

これも先ほどのところですが、流木についてもこういう形で砂防えん堤のところでもかなり捕捉ができていたという状況でございます。

今後の課題ですけれども、先ほど言いました土砂をとらえるという形、せき止めるという形でございますので、今後、透過型えん堤の採用ができないかということを考えていきたいと。これは透過型の事例です。これは去年の山口の要援護者施設のところの土石流の状況です。それから、これはことし、吉野ヶ里の永山で起きました土石流の被災の状況でございます。こういう形で土石流の危険というのが再認識されたところですが、一方で相

当数ございます。そういうことでハード面だけではなくて避難というふうなことも含めましてソフト対策が必要になってくるということで、今後は土砂災害の警戒区域等の指定。それから、土砂災害警戒情報の発信という形で避難体制等の充実を図っていく必要があるということで事業を考えていきたいと思っているところでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○荒巻委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○古賀委員 最初、この資料をいただいたとき、今ご説明があった不透過型とか透過型という意味がわからなかったんですが、見ているうちにわかりました。

そうすると、今後のことですが、計画段階から、この事業は10年ぐらい前に始まっていますが、その段階で透過型にしようという計画はなかったんですか、わずか10年前ですけどね。

○説明者 透過型の考えが出てきたのが最近の話で、それで透過型にするにしても土質の状況等も考えてということで、どうしてもすり抜けるものですから、粒子が小さい土砂のときには考えなければいけない部分もございまして、必ずしも全部、透過型ということにはならないと思いますけれども、ぜひそこは考えていきたいと思います。

○古賀委員 わかりました。

○荒巻委員長 ほかにありませんか。

砂防ダムというのは、多分、日本が世界に誇る技術の一つで、英語でも「sabou」という言葉があるぐらいなだけけれども、これは見せてもらったら、多分、河川砂防課の方々は環境の面で「C」評価を出している数少ないうちの一つで、砂防以外には「C」をつけられたところはなかったわけですが、担当している人たち自身が環境に対してちょっと荒っぽい技術であると。生き物たちのことを考えてもそうなりますから、批判を受けるだろうと思われる手法ではあるんですよ、これは。だけど、先ほど説明されたように、佐賀県では多分、土石流だとか地すべりといったこと以外で人命が損なわれるというのは、これが一番危険だという気がしますよね。だから、この手法をどういうふうこれから使っていくのか。自然環境との調和という視点に立って、なおかつ、県民の安全を守るという点でいうと、これをどう使いこなしていくかということが非常に大きな問題かなと思っていましたが、先ほど言われたみたいに、透過型えん堤ということになってくると、少しそういうものを克服できる技術が生まれつつあるのかなという感じがしました。

これから先、ハードだけで止めることは非常に難しいというのは、もうおっしゃるとおりですので、先ほど見せてもらったようなところによく人が住んでいるというのが怖いぐらいでね、むしろ。ああいうところは早めに逃がすというような手法の確立をとにかく急いでいただければという気がしますね。これだけで守るということは、ほぼ難しいだろうと思うし、突然、ゲリラ型でやってくると100ミリを越していますもんね、最近、佐賀県でも、いろんな雨が。そうすると、ここは守り切らないのではないかという気がします

ので、何かあったら、ここの人たちは差し当たりすぐ逃がすと、そういうソフト的な事業を含めてセットしていただければと思います。

ほかになれば先に進ませていただきます。どうもありがとうございました。

水源森林総合整備事業（大山地区）

○説明者（森林整備課） 森林整備課長の箕輪でございます。私どもの水源森林総合整備事業についてご説明させていただきます。

事業名ですが、水源森林総合整備事業でありまして、大山地区で実施をしております。所在地は有田町の大木地区でございます。工期は平成 13 年度から 16 年度にかけまして、事業費は 3 億 6,826 万 5,000 円です。当初の事業費は 3 億 8,000 万円程度で 2,000 万円の減となっておりますが、これについては詳細設計で一部工種を変更したことで、入札に伴う減でございます。

内容としては、治山ダムが 9 個、流路工といって水を流すものが 267 メートル、また、森林の整備を 45 ヘクタールほどで実施しております。

こちらは事業の位置図の全体です。こちらは国見道路です。下がMR、国道 202 号、この間の地区の森林地域、また、溪流で事業を実施しております。この地域については、岳の棚田ですね、あと、棚田に水を流すためのため池等があるような地域で、この上流域の森林、緑で囲んだ部分の森林の整備、また、溪流に対して治山ダムというものを設置しております。

現地を見ますと、このように岩がごろごろしたような荒廃溪流がございまして、ここに治山ダムをつくって土砂をためるということによって不安定な土砂の流砂を抑止するという事業を一つしております。

もう 1 点は山の整備でございます。ここは保安林ということで水源を涵養するための山であったわけですが、実際、今、山の整備がなかなか行き届かない状況が見られる中で、私どものほうで本数調整伐採、枝落としというのをやって森林内に光が入るような山づくりをする。そういうことによって将来的にはこのように、複層林と言われますけれども、幾つかの層からなるような山にもっていくことによって水源の涵養機能の回復を図っていくというような事業でございます。

事業による環境の変化としては、治山ダム、流路工を設置することによりまして、ここにダムを設置することによって山の崩壊を防ぐ。また、川の傾斜の角度が緩くなることによって土砂が流れる量を少なくする効果がございます。また、本数調整伐、枝落としなどで森林を整備することによって山の中に光が入りまして下に草が生える。砂漠のような何もない状況から、このように下層植生が繁茂することによって表土の流出ですとか、景観上もすばらしい景観の山となっていくというような効果がございます。

事業を巡る社会経済情勢の変化でございますけれども、これは内閣府のほうで実施して

いるアンケートですが、「森林に期待する働き」ということを国民の皆様聞いたものがございまして、5割以上の方がこういう効果を期待されている。そのほかに災害の防止とか水資源の確保というのは、引き続き多くの期待が寄せられている状況にございます。

施設の維持管理状況でございますが、治山施設、こういう治山ダムについては県で維持管理を行って引き続き機能を発揮しております。また、森林については、この前、個人さんが持っている山、また、地元の区、県有林、町有林のそれぞれの所有者が管理をしているという状況になっているところでございます。

実際に事業を行った後の県民の方々からの意見でございますが、治山事業の施工後、施設の機能が果たされてため池等への土砂の流れ込みも見られていない。実際、ダムの上流を見ますと、このような形で土砂が堆積をしております。また、森林整備に関してもよい事業をしていただいたと。実際、見かけもきれいになっておりますので、そういう意見がありました。実際、きれいになった山を見ていただくことによってモデル林的な存在となって、うちの山もやってくれないかというような形での森林整備の推進にも役立っているということで、副次的な効果があったかなと思っております。

事業の具体的な効果でございますが、ハード的にこういう治山ダムをつくっております。先ほど砂防ダムというのがありましたが、砂防ダムと治山ダムは兄弟みたいな形ですが、違いは、位置によって、治山ダムは基本的に山の中で行う、砂防ダムについてはそれより下流域で行う。効果的には、治山ダムそのものは山が崩れるのを防ぐ、発生源を防ぐという形で考えておりますし、砂防ダムについては、基本的には待ち受けというか、落ちてきたものを受けとめるという形のものであります。

先ほども見てもらいましたが、治山ダムは土砂が満杯になっております。実はこれで効果を発揮しているという状態になります。そこが砂防ダムとの違いかなと思います。後ろに土砂がたまることによって山側の、溪岸といいます、ここら辺の山腹がさらに崩壊するのを防ぐ効果を持っております。これ以上の山の崩壊を防ぐという効果がございまして。また、このように土をためることで溪流の勾配が緩くなることによって流れる土砂の量を一定には流しながらも、大量に流れ出るのを防ぐという効果がございまして。そのような土砂の抑止量として9個で1万6,434トンぐらいあるだろうと推測しております。

また、今回、コンクリートでなく鋼製ですね、枠を組んでその中に石を詰めたダムをつくっております。なぜこういうことをするかというと、コンクリートのダムですと、基本的には上から水が流れて、降った雨がすぐ流れてしまうんですが、これは鋼製枠を通過して地中に水を流し込む透水型のダムとなっております。そういうことで山の水源涵養機能を十分に発揮させるためにこのようなダムをつくって、なおかつ、土砂の崩壊も防ぐ工法をとっているところでございます。

もう一つが森林の整備でございます。整備前はこのように暗くて下草もない中でどうし

でも土砂が流れてしまう。整備後、森林内に光が入ることによって下草がありますので土砂が流れ出る量が減るということで、これは裸地と比べた場合の推計でございますが、1年間で1万3,816トン程度の土砂を抑止しているのではないかと推測いたしております。

また、地域住民とのかかわりでございますが、治山ダムの整備、また、森林の整備によって防災機能や水源涵養機能の向上が図られて地域住民にまずは安全・安心というものを与えているということと、安全・安心があることによって棚田とかため池を使ったイベント等の開催にも寄与しているのではないかと考えております。

今後の課題ですが、透水型ダムにより水源涵養機能の向上が図られているということは、国の調査結果でも、実際この地域でも最近はため池が枯れるということはないということをお聞きしている中で一定の効果があると思っておりますが、引き続き、この効果がどの程度持続するのか確認をしていく必要があるのかなど。あと、鋼製枠は60年、100年もつと言われておりますが、引き続きその耐久性についても調査をしていくことが必要かと思っております。

最後ですが、今後の新規評価等への反映と改善点等でございますが、私どもの今回の事業は県のほうで事業を実施しておりますが、これを引き続き所有者さんに維持をしていただかなければいけないという中で、山の状況が厳しいものですから整備が十分に行われていない森林が県内全域に増えていると。そういう中で森林所有者さんだけじゃなくて、この場合、棚田のほうにはいろんな方が入っているんですが、そういう方を山のほうまで来ていただいて森林整備にもご協力をいただく、そのような形での連携とか協力をした森林整備の推進につなげられないかなど考えているところでございます。

以上でございます。

○荒巻委員長 どうもありがとうございました。何か質問、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

先ほど、「パイロット」という言葉が使われて非常に興味深いのですが、佐賀県全体としてこういう事業を、例えばあと何カ所、どれくらいというイメージはおありですか。我々は今、これぐらいしか生きてないけど、今から何百年とやっていかないといけないと思うから、多分、状況としては皆さんたちが森、あるいは森林地域を守りましょうということに対して公のお金をつぎ込んでいろんな手法でやるということについての合意はほぼ得ていると思っております。なぜならば、森林税まで取って守ろうということをお県民に言って、税金まで取って目的税的にやっているということから見ても必要だと思うけど、我々が知りたいのは、これはどういう手法で、どれくらいのお金をかけて、どういうふうになっていくのかという佐賀県の全体的な見通しみたいなものをいつか教えていただくといいかなと思うんですよね。佐賀県はまだましなほうで、大分県とか熊本県とか宮崎県とか森林のほうで圧倒的に多いところ、しかも、過疎が非常に進行して物すごく距離が遠い。佐賀県の場合は都市に近いところにいるから何らかの形で対応が可能なんだけれども、ああいうふうに山深いところ、九州全体としては非常に問題を抱えているというふうに認識しているん

ですよね。

佐賀だけでもいいから、今後、どういうふうなことが必要で、パイロット的にやられて、この評価で、今後、こういうことをこういうふうに進めていけば佐賀県の森林がどれぐらいのイメージで守れる、問題点はどうかというようなことが出てくると、パイロットとしての非常にたくさんの事業を組み合わせさせてやって、しかも、課題に乗せられたけど、民の協力もある程度要りますよということもおっしゃっていたので、これは非常に興味深い総合施策だと思いますので、いつかこういうことを少し取りまとめて自分たちでも評価されてもうちょっとオープンにさせていただけるとうれしいなと思います。

非常に有効そうに見える、それから問題も分析できそうに見えるということから考えて非常に興味深かったのでそういうことを申し上げました。いつか、そういうことをどこかで発表していただくなり、分析していただいた結果を出していただければ非常にありがたいなと思います。

○説明者 なかなか重い…。

○荒巻委員長 よろしくお願ひします。

ほかによろしいですか。——それでは、どうもありがとうございました。

緊急地方道路整備事業（主要地方道浜玉相知線 鏡工区）

○説明者（道路課） 交通政策部道路課でございます。本日の最後の案件でございます。

事後評価は31事業ございまして、そのうち緊急地方道路整備事業の浜玉相知線（鏡工区）について事後評価をお願いいたします。

31事業のうちこの箇所を選びましたのは、ほかの道路事業に共通する課題をすべて含んでいるということ。要するに、現道が2車線確保されておらず歩道もない危険な箇所であるということ。あと、沿線地区の開発とあわせているということ、広域幹線とネットワークするというところでございます。また、31事業の中で事業費が一番かかっているところでございますので、この事業を選ばせていただきました。

工期が平成6年から16年までの11年間かかっております。総事業費が27億8,000万円、事業内容といたしましては、バイパス事業の1.8キロでございます。

位置的には西九州自動車道の唐津インターのちょっと北側から国道202号唐津バイパスまでのショートカットでございます。現道が唐津市相知町から北のほうに向かしまして国道202号、鏡山の入口に通じているところでございますが、それをショートカットして202号唐津バイパスに結ぶ道路でございます。

周辺の状況でございますが、鏡小学校、鏡中学校、唐津東中学・高校がここに移転してきております。計画といたしましては、浜玉相知線現道から人家連檐区を外しましてバイパスをするという1.8キロでございます。

背景と目的でございますが、現道は2車線とれていない、円滑な通行に支障を来してい

るといふことと、周辺に学校が多いものだから通学時に危険であるといふことが主な状況でございます。円滑な車両走行の確保と自転車・歩行者の安全確保を目的といたしまして、経済性を最終的に考慮してバイパスの整備を行ったところでございます。

これが整備前の状況です。大型車も走っております。センターラインが引かれているところと引かれていないところとございまして、こういうところを学童が通学していたといふところでございます。

整備計画でございまして、先ほどの部分とダブりますので省きますが、唐津市で計画・実施されました新東唐津駅土地区画整理事業といふところで、ここに唐津東中学校・高校が移転してきております。

整備前の状況でございまして、車道が5メートルで路肩が0.5、0.5の総幅6メートルの道路でございました。バイパスで整備することによりまして車道片側3メートルをとりまして、停車帯を1.5メートルとっておりまして、自転車歩行者道として3.5メートルを確保して、総幅16メートルの計画で実施しております。

社会経済情勢の変化でございまして、このバイパス整備によりまして旧道部の交通量が約27%減少しております。平成11年調査と平成17年調査を比べますと約三千数百台減少しております。もう一つ大きな点が、旧道部の大型車交通量が57%落ちております。11年が1,400台ぐらいあったのが600台ぐらいに落ちたといふことでございます。

周辺地域の変化でございまして、先ほどご説明いたしました区画整理事業、最近、家も相当建ってきております。また、こういう量販店が立地し始めております。これが整備前で、これが整備後の状況でございまして、バスベイ的なところも設けております。自転車、歩行者が安全に通行できるような状況になっております。

維持管理状況でございまして、ここに限ったことではございまして、県が管理する他の路線と同じような維持管理及び補修を実施しております。具体的に申しますと、道路パトロールを週2回、街路樹の剪定、ところによっては年1回のところもございまして、年2回と。伐採を随時、落下物の撤去、動物の死骸処理、舗装を含めた局部損傷の修繕等を実施しております。

県民の意見でございまして、メリットといたしましては、スムーズな通行ができるようになった。児童を含む歩行者や中高生の自転車が安心して通行できるようになった。バイパスが整備されたことで区画整理地区も含め地域が活性化したといふことがございます。地元が一番喜んでおられるのは旧道の交通量が減ったといふことでございます。

デメリットでございまして、走りやすくなったのでスピードを出すようになって横断歩道を渡っていると危険な感じがするといふ点。旧道の交通量は減ったものの、余り変わらないような感じがする、極端にがたっと落ちているといふことではなさそうでございます、三千数百台落ちておりますが。

事業効果といたしましては、旧道における事故件数が13年から16年に40件あったもの

が17年から20年に28件と30%落ちております。あと、西九州自動車道唐津インターと国道202号を直結するアクセスが強化された。東唐津駅周辺のまちづくりとあわせてやっておりましたので、土地区画整理事業で整備された街路とも接続して使い勝手がよくなったということでございます。

今後の課題ですが、事業期間が11年ということでございます。当初計画から5年ほど延びております。その理由といたしましては、用地補償の難航、あと、接続いたします国道202号との関係で国との協議、あるいは区画整理との協議等の長期化、これにちょっと時間がかかったなというところでございます。

あと一つ、先ほども申しましたけれども、旧道部からバイパス部への交通量の転換を図るような、ハードはつくったんですが、ソフト施策を加えてやっていかなきゃいけないかなと考えております。

課題を踏まえた改善点ですが、先ほど用地補償が難航したと申しました。それに対応するため、採択段階の評価項目に地元の合意状況を調べたい。もう一つが、長期化するようなところは土地収用法の制度を活用していきたい。これで事業期間を短くしまして事業効果を早期に発現したいというふうなことがございます。もう一つが、先ほど申しましたソフト施策を、今後、社会資本投資が減っていく中では、これをもっと有効に活用していかなきゃいけないなど。そして、最小限のコストで課題を克服していきたいということでございます。

以上でございます。

○荒巻委員長 どうもありがとうございました。

ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○川本委員 事業名が緊急地方道路整備事業となっていますけれども、今回のいろんな道路の中で、この事業がいろんなものを加味しているのでこれをご説明なさるとおっしゃったんですけれども、この緊急というのは、どういう意味があるんですか。きょう、お話しになった中で、まず子供たちの環境がありましたね。国道202号線につなげて連携をつくるということ。それから、ディスカウント店とかが進出してきて一つのまちづくりということもあったかなと思うんですけれども、何が一番この道をつくる中で、緊急というのはどういうことですか。お金が出る場所のことなんですか。

○説明者 2つの内容がございまして、道路事業を採択するときには交通量とか歩行者自転車道とかに対して道路の現状がどういうふうかという危険性とか円滑な交通が図られているかということで考える部分がございます。そういう中で国の制度といたしまして、従前はすべて補助事業だったんですね。それが交付金事業で地元自治体がある程度自由度を持ってできる事業として初めてできた事業が緊急地方道整備事業ということでございます。やはり地元が考えている危険なところ、地元が考えて優先度が高いところは地元で考えてやっていいよという制度の始まりの事業名でございます。

○川本委員 それでは、この場合、子供の環境というのが一番だったんですか。

○説明者 そうですね。もちろん、地元からは、通学路になっていましたので狭いし危ない、大型車も多い、どうにかしてくれという話がありました。そうした場合、通常でございますと、まず第一義的には現道拡幅案を我々は検討いたします。現道拡幅案とバイパスを整備した案と両方比較して将来の交通の流れ、コストによって、今回はバイパス案を採択させていただきました。

もう一つ、ここでも要因がございまして、このルートは旧国鉄の筑肥線跡地です。現道と分岐するところから南につきましては、筑肥線跡地を利用しまして歩道をつくらせていただいております。ロイヤルホテルがあるところが駅だったみたいですが、それを利用すればコスト縮減がある程度図れるのではないかとということで、こういうふうにはバイパス計画を立ててコスト削減を図るということを考えてわけでございます。

○荒巻委員長 交付金事業だから、自分たちで決めて自分たちでやればいいということですか。

○説明者 最初の交付金事業だったので採択要件は今ほどやわらかくはございませんでした。

○荒巻委員長 事業名は我々にはなかなか理解しにくいのであれですけど。

ほかに何かありませんか。

先ほど言われたソフトのイメージはわいておられるんですか。どういうことをやりたいとか。

○説明者 現道が福岡側へのショートカットルートになっているということと、住宅地が多いということで、域内交通と、もう一つはこちらのほうへのショートカットを利用する車というのが残っております。ソフト施策といいますのは、一つは、警察、地元とも協議しなくちゃいけないんですが、時間帯による大型車の進入のお断り、あるいは標示ですね。福岡側から来るときに看板がこの辺に立っていますので、これを外してこっちにつけるとか、そういうふうなことで規制と誘導というふうな両面から考えていきたいなということでございます。

○古賀委員 質問ですが、工期について途中で変更になったんですか。

○説明者 工期は延ばさせていただきました。

○古賀委員 当初は何年から何年ですか。

○説明者 平成6年度から平成11年度までの予定で事業化をしております。

○古賀委員 5年延びたんですね。

○説明者 はい。

○古賀委員 ほかの事業は工期のところに当初のものと、その後が提示されていますが、提示されていないからわからなかった。事業費も変わったというふうにおっしゃったんですけど、当初は幾らだったんですか。

○説明者 当初が約13億円でございます。

○荒巻委員長 総事業費を13億円で企画したんですか、最初、それが28億円になっちゃった、倍以上ですね。

○説明者 何がそんなに変わったかと申しますと、一つは、202号のタッチ部のランプについて、202の唐津バイパスがまだ事業中でしたので、国との協議の中で当初はランプ部の事業費を入れてなかったんですね。

もう一つ、こちらに競艇場から来る市道がございまして、このランプとこのランプが近接しているものですから、ロングランプ形式として低いところをランプをつくった、この事業費も入ってなかったということでございます。事業化してからそういう協議をいろいろ進めたものですから、協議の時間も長引いたし、工事も長引いた。

もう一つ、ここに水路が流れていたんですね、鉄道沿いに。当初はこれを掃除がしやすいように開水路、オープンになった水路で計画しておりました。でも、地元の方々から閉水路、いってみればボックスに変更してくれということで、ボックスにしますと内空断面を大きくしないと掃除しにくいものですから、それでまた事業費が上がっているということ。

もう一つは、用地補償費が上がっているということでございます。

○荒巻委員長 事業費の増加じゃなくて事業自体の…

○説明者 事業自体が、1.8キロですが、ランプはここからここまでございますので…

○荒巻委員長 もともと計画に入れるべきだったのかどうかよくわかんないし、どういふふうに処理するのかわかんないけど、何か表現するときに今みたいなことをわかりやすく書いておかないと、倍になっているというのは、とんでもないことになるから、もし必要ならば、当期事業分が幾ら増えて、新規事業に付加してやった分が幾らとか、そういう表現でもしておかないと、倍になった事業というのは一番不信を招く。この枠組みの中で新たに付加した事業とか、そういう言い方をしないと、なんか信用を得られないんじゃないでしょうか。それは直しておいてください。事業評価をやるときの資料としても、そこを表現しないと、倍増えたものを、この事業評価委員会が何もなく認めたと言われるのは心外だし、おかしいと思う。だから、それは当初予定された事業費が幾ら増えて、それから、新規にこの中につけ加えた分がどうなったかというような表現でもしておかないと、なんか変なことになっちゃいますよ。ぜひ工夫して直していただいけませんか。

ほかに何か。

○鳥井委員 背景と目的のところで通行車両の円滑化、走行確保ということで、写真で見ると随分きれいになってよくなったなど、歩行者の安全とかありますが、その下に「経済性を考慮」と書かれていますが、この場合の経済性は、どういうことが経済性になるんでしょうか。

○説明者 先ほどちょっと申しましたが、現道がございまして。通常、第一義的に現道拡幅

を計画の第一歩目として検討するわけですね。そうすると、ご存知のとおり、ずっと住宅や店舗が張りついています。この用地と家屋等の補償をした総事業費と、こちらにバイパスをつくる際の事業費を比較しまして、バイパスのほうが経済性にすぐれていると。ちなみに、ここは倍になったんですけれども、こちらの交差点改良部分も含めましてこちらのほうが高かったということは言えると思います。

もう一つ、言い忘れました。事業費が上がった理由ですが、ここに半田川が流れていますが、線路があった時代の橋台と橋脚がございまして、これは国鉄さんがとってもらいものと思っていまして、上部工だけとられて終わりです。下部工を全部掘削してうちのほうでとらなきゃいけなかった事業費もふえております。

○荒巻委員長 その分は、どっちみちプラスアルファの分だけど、先ほどの取付部のところは、もともと計画の予算のつくり方の問題として変という感じがするから、そこは新たに付け加えたでも入れておいてくれませんか。

私もそこをこの間利用して、先ほど課長さんがおっしゃったことと同じように、これは誘導の仕方が間違っているよと思いました。あんなところから曲げるなど、広いほうを曲げろという感じがしましたので、そういうソフトはなるべく早くやらないと大型車なんかどんどん入ってくるという感じがしますので、ぜひ早めに先ほど言われたアイデアを実現してください。なかなか交渉が難しいかもしれませんが、そういう働きをしないと、私、ついこの間、そういうふうにしたばかりの道だったので、ぜひお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。——では、課長さん、どうもありがとうございました。

全体的を通して補足的に質問はありませんか。

○古賀委員 資料No.3の工期のところですが、前半は構想が何で完了が何ということに分けてあるんですね。今、お聞きしましたところ、48番の平成6年から11年が当初であって、その後、6年から16年になったというふうになっているんですけど、ここには出てきていない。だから、全部同じような表現をしていただかないといけないんじゃないかと思えます。それだけです。

○荒巻委員長 ぜひお願いします。今言われたみたいに、どう不信感を持たれているかという、もちろん、事業が難しいのは新規評価のときも話が出ていましたが、例えば、土地購入というものに対して遺産相続の問題であるとかいろんな問題で遅れることは当然あり得るということで、そのことを問題にしているわけではなくて、ただ、土木事業をやっていると、最初、見積もりが少なく、期間も少なくやっていたものが、いつの間にか延びて高くなると、そういうものが一般的ではないかと。ということは、あらかじめ低く見積もって、短く見積もって県民を説得していないかということが不信感として出ていると思いますので、それは事実として延びるのはやむを得ないと思いますが、延びた理由を明確にある程度表現して、こういう理由で延びたんだということを、地元の人たちはよくご存じでしょうから、県がうそを言ったらすぐばれるから、そういうことをちゃんと表記

して公表していただくというふうにしていただけないでしょうか。そこが土木事業を取り巻く不信の一つになっていきますので、今、古賀委員が言われたみたいなことをきっちり説明できるものとして表現していただきたいと思います。よろしくお願いします。

2 委員長総括

○荒巻委員長 それでは、時間もきましたので、最後に委員長の総括ということですが、議論の中で既に申し述べてきましたので。

ただ、一言だけ。先ほどの農業のここのように、非常に関心が高くて公共事業と農業のあり方、そういうものがセットになっているような問題をこれから議論していかなきゃいけないし、我々は、農業の施設を公が管理しなきゃいけない時代が来ると私は思っていますので、そうなったときのことも考えて、メンテナンス費用であるとか、事業効果であるとか、それが土木事業と業ですね、農業なら農業、漁業なら漁業、何とかとどういふふうにかかわり合ってくるのかということをご指し示して教えていただけませんか。

そうしないと、これから先、これまでつくってきたものをきっちり効果を持続できるようにしなきゃいけないという問題と、農業とか漁業のように業として活用していくようなソフトとセットになっていかないといけないと思いますので、施設だけをつくって、あとは自立してやれというふうにはいかないところまでもうきいていると思いますので、ぜひ今後は今までつくったものの維持、あるいは効果ということについてもうちよっとわかりやすくいろいろ工夫をしていただいて我々に示していただきたいと思います。

先ほど、非常に重要なご指摘を皆さんからいただいたと思いますので、ぜひこれから先の参考にさせていただければと思います。

事務局にお返ししますので、よろしくお願いいたします。

その他

○副島副本部長 有意義な議論をいただきまして大変ありがとうございました。

事務局から1点だけお知らせをさせていただきたいと思います。

○事務局（松尾） 再評価についてのお知らせですが、1月17日の第2回再評価の委員会の中で8区の議論をさせていただきましたけれども、国土交通省から検証が必要なダムということで有田川総合開発、猿川ダムの再評価をする必要がありまして、現段階では関係市町の意見聴取等を行っているところですが、本年度3月下旬にでも1回、また再評価を開催させていただくこともありますので、すみませんが、委員さんには日程の調整等をさせていただくことがあると思いますので、またよろしくお願いいたします。

以上です。

○荒巻委員長 わかりました。

○副島副本部長 ご無理な注文かもしれませんが、事務局で日程を調整いたしますので、

よろしく願いいたします。

閉 会

○副島副本部長 これをもちまして、平成 22 年度第 3 回佐賀県公共事業評価監視委員会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(閉 会)